

公 開
頭 撮 り 可

平成 30 年 12 月 17 日(月)
厚生労働省老健局老人保健課
課長補佐 富安(内線 3968)
総務係長 田辺(内線 3938)
(電 話 代 表) 03(5253)1111
(直 通) 03(3595)2490
(F A X) 03(3595)4010

第 167 回社会保障審議会介護給付費分科会（ペーパーレス）を開催します

厚生労働省は、第 167 回社会保障審議会介護給付費分科会を次により開催いたしますので、お知らせします。

また、厚生労働省では、審議会等のペーパーレス化の取組を推進しており、今回はペーパーレスでの開催とします。

資料につきましては、12 月 19 日（水）9 時に当省ホームページに掲載する予定ですので、傍聴にあたっては、

◇ お手持ちのタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参いただくか

◇ 当日事前に掲載した当省ホームページ資料を閲覧していただくか

の対応をお願いすることになります。

なお、会場内には御利用いただける無線 LAN のアクセスポイントはございませんので、会場から当省のホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、御自身で通信環境を御用意していただくようお願いいたします。

御不便をおかけしますが、ペーパーレス化へのご協力をお願いいたします。

日 時 平成 30 年 12 月 19 日（水）13:00～14:30

場 所 ベルサール九段 ホール（3 階）
東京都千代田区九段北 1－8－10

議 題 1. 介護人材の処遇改善及び介護保険サービス等に関する消費税の取扱いについて
2. その他

傍 聴 者 160 名程度

募集要領

傍聴を希望する場合は、傍聴希望者の①「住所」、②「氏名」、③「所属」、④「職業」、⑤「電話番号」、⑥「FAX 番号」、⑦「社会保障審議会介護給付費分科会の傍聴を希望する旨」を記入の上、平成 30 年 12 月 18 日（火）16 時（厳守）までに、下記申込先宛に FAX 又は電子メールでお申し込みください。
※期限以降の申し込みは無効になりますのでご注意ください。

希望者が多数の場合は、まず同一団体からの複数希望者について調整をさせていただき、その後は先着順になりますので、傍聴できない場合があります。申し込まれた方は、12 月 18 日（火）中に当方から特段の連絡がない場合、傍聴可能です。なお、傍聴される方は、別紙「傍聴される方の留意事項」を遵守してください。

申込先

厚生労働省老健局老人保健課

F A X 番号：03-3595-4010

メールアドレス roujinhoken@mhlw.go.jp

傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。

(申込様式)

【第 167 回社会保障審議会介護給付費分科会（12 月 19 日（水））傍聴希望】
（締切 平成 30 年 12 月 18 日（火）16 時（厳守））

標記会議の傍聴を希望いたします。

傍聴にあたり、下記の事項を遵守いたします。

① 住	所	:	
② 氏	名	:	
③ ④ 所属（職業）	:		
⑤ 電話番号	:		
⑥ F A X 番号	:		
備	考	:	

※ 傍聴券は送付いたしませんので、ご注意ください。

※ 会議当日は、受付で「所属（職業）」と「氏名」をお申し出下さい。

【傍聴される方の留意事項】

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。